

## 日野町事件 大津地裁はすべての証拠を開示させ、再審開始の決定を 「父ちゃんは無実です。」

大津地方裁判所 刑事部

裁判長 川上 宏 殿

裁判官 小野 裕 信 殿

裁判官 加藤 靖 之 殿

日野町事件は、なんらの物証もなく、自白においても、真犯人しか知りえない「秘密の暴露」も、動機もありません。「ウソの自白」を押し付けられて起訴され、殺害方法など、およそ客観的事実と合致しない自白は信用できないはずなのに、確定裁判所は無期懲役の判決を下しました。

現在遺族が第 2 次再審請求を行っています。

この間、貴裁判所の指揮によって開示された証拠から、更に新たな重大な事実が判明しました。

① 昭和 60 年 9 月 13 日発付の逮捕状が不執行だった事実が完全に隠されていた

なぜこの時期に逮捕状が出たのか、なぜ執行しなかったのか。なぞに包まれています。

この逮捕状をもって昭和 60 年 9 月 17 日に阪原さん夫婦を取調べた警察は、事件当夜のアリバイを知るところとなりました。阪原さんは事件当夜「隣町へお淨に行き、在所で一杯よばれて泊まった」というアリバイがありました。捜査当局は、逮捕状を執行できず、その後、アリバイつぶしに走った可能性が浮かび上がったのです。

② 金庫破壊現場の引当実況見分調書は、復路の写真が往路の写真として使われていた

確定控訴審判決は、自白には信用しがたいところが多いことを認めながら、山の中の金庫破壊現場に任意に案内できたのは「犯人でしかない」として、有罪としたのです。

捜査側は、証拠写真を入れ替え、確定裁判所を欺いたのです。

今後の審理で、当時の捜査担当者の証人尋問など徹底解明されなければなりません。

更に、再審請求審では、捜査側が事件の構図を見誤り、誤った構図で阪原さんの自白をさせたのではないか、犯人ではないから客観的事実と合わない、不合理な自白となっているという疑いが、明らかになりつつあります。

再審請求審を担当される大津地裁裁判官は、更に必要な証拠開示を進めて、捜査側が事件の構図を見誤り、確定裁判所をも欺いて無辜の阪原さんを有罪に陥れた過ちを断罪していただき、亡くなった阪原さんの無念を晴らしていただきますよう、心から要請します。

年 月 日

氏名	住所

署名送付先 〒520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目 3-30 県労連内

日本国民救援会滋賀県本部

TEL 077-521-2129

FAX 077-521-2534